

## 特集《農林水産分野における知的財産》

# 農林水産分野における 知的財産の特集にあたって

—日本弁理士会と農林水産省との連携および弁理士の心得—



平成 20 年度農林水産知財対応委員会 委員長 小川 眞一

## 1. はじめに

日本弁理士会は、本年度より、経済産業省の協力の下、農林水産分野における知的財産の保護・活用等に関して農林水産省と連携をとることになった。それを記念し、また、当委員会担当の山本晃司副会長、井上春季執行理事のお力添えもあって、本誌9月号に「農林水産分野における知的財産権」の特集記事を載せることになった。

内容については、当委員会に委ねられたので、農林水産省の方とも相談の上、テーマを決め、このような特集記事となった。6月19日の委員会で話題にしてから7月末日の原稿締切という短い期間であったが、執筆者のご協力により、素晴らしい特集号になったと思う。とりわけ農林水産省の方には人事異動の時期とも重なり非常に慌ただしい中で無理な執筆をお願いした。衷心よりお礼を申し上げたい。

## 2. 農林水産省とのお付き合いの始まり

思えば、農林水産省とのお付き合いは、今から2年半ほど前の2006年3月末に遡る。この時私はまだ日本弁理士会の副会長に正式就任する前であったが、この当時、任期終了間近であった河野哲副会長や加藤朝道弁政連会長を始めとする弁政連幹部の方々とともに、農林水産省内に立ち上げたばかりの「知的財産戦略本部」(初代本部長:三浦一水農林水産副大臣)を表敬訪問した。年度が明けて4月、正式に副会長に就任した小生は、谷会長と他の副会長にも声を掛けて就任の挨拶に伺った。弁理士会のキャラバン隊活動などを紹介するとともに、農林水産省の推し進める農林水産知財政策について日本弁理士会としても支援できる旨申し上げた。本部長は農林水産知財保護等に関して今後事務レベルの会合を持つことを了解してくれた。これを契機に2006年度から手探りながらも農林

水産省とのお付き合いが始まったことになる。この年2006年は小生が農林水産省担当ということで対応したが、農林水産省は「品質がよく安全・安心な日本の農水産物は、多少値段が高くても海外でよく売れる。」という自信を深めていた時期である。一方で、種苗が無断で海外に持ち出されて育てられ、その生産果実(イチゴ、リンゴ、サクランボなど)が日本に持ち込まれて安く売られ、日本の農家が大きな打撃を被るという事態も経験していた時期である。

これらの対応に迫られていた農林水産省は、まずはきちんと国内外で知財(品種登録、特許、商標登録等)により保護し、その上で世界に日本の農産物を売り出していこうという考えで、省内に独自の「知的財産戦略本部」を立ち上げたのである。

当時は小泉内閣であったが、初代本部長の三浦一水農林水産副大臣(中川昭一農林水産大臣)は、守りの農業から攻めの農業へと大きな転換を図られた農政にあって、その「武器となるのが知財」という認識であった。この年は、副会長5、6名で種苗課を始めとする農林水産省の各部署の幹部の方(10数名)と情報交換の場を持つことができた。日本弁理士会の行う中小企業知財の支援活動や地域知財活性化活動、とりわけ地域ブランドを中心とする商標キャラバン隊活動の説明と質疑応答を行ったが、このようなやり取りがあって徐々にお互いの理解が深まったと思う。

安倍内閣になって、新たに農林水産副大臣兼本部長に就任された衆議院議員山本沢先生も攻めの農業路線を踏襲された。山本沢先生は自民党の弁理士制度推進議員連盟の事務局長ということもあって、日本弁理士会をよくご存じの方である。そのせいか話が早かった。農林水産省内部の専門家会議に弁理士会の代表を送り出す方向付けをして頂いたのもこの頃だったと思う。このことは翌年になって就任した奥山尚一副会長がこ

の専門家会議に出席するという形で実現した。また、農林水産省から頂いた種苗法等の改正情報など、農林水産知財に関する情報を弁理士会フォーラム等を通じて会員に流すようにしたのもこの頃からである。もっとも、このようなお付き合いの萌芽は、佐藤辰彦会長の時代に既にあった。商標キャラバン隊を組織し、全国64箇所地域ブランド等の説明会を開いて地域知財活性化運動を展開していたことが大きかったと思う。この展開によって、弁理士という存在が地方、とりわけ農水関係者（農業協同組合、漁業協同組合など）に知られるようになった。何しろ、地域ブランドのほとんどが農水関係者（農協等）による出願である。

### 3. 日本弁理士会と農林水産省との連携

ところで、このような我々の努力は、昨年（2007年）10月になり、農林水産省と経済産業省とが知的財産分野において連携を結んだことで急展開する。農林水産分野の知財の保護・活用等に関し、農林水産省と経済産業省とが互いに協力していこうということになった訳であり、こうなると話は急ピッチで進む。日本の農林水産業を活性化するために、知財をどう活用すればよいか？農林水産省、経済産業省および日本弁理士会の三者会合が昨年度のうちから何度か持たれ、三者の連携が確認された。日本弁理士会はこれを踏まえ、本年度に入って「農林水産知財対応委員会」を立ち上げた。委員長は成り行き上、小生がお引き受けすることになったが、今年になって、三者で具体的な連携についての話し合いが持たれ、結局のところ、日本弁理士会としては、経済産業省の協力の下で、農林水産省の要請を受けて、以下（1）～（4）の連携を図ることを表明した。6月5日のことである。

#### （1）農林水産関係者の知的財産に関する知識の修得に協力する。

- ①農林水産省が実施する知的財産研修には、要請に応じて、日本弁理士会からも講師を派遣する。
- ②農林水産省では、普及指導員（全国に8,200名以上いる農業技術普及に関する専門家）による知財の啓発普及活動を支援するため、全国農業改良普及支援協会のHPにおいて、普及指導活動の支援窓口を設置することとしているが、ここに寄せられた普及指導員からの知財関係の相談メールに対し、支援窓口からの要請に応じ、回答できる体制を日本弁理士会でも用意しておく。

#### （2）弁理士が農林水産・食品分野の知的財産関係の知識を習得できる環境を整備する。

日本弁理士会が実施する会員向け研修において、種苗法等の講義の追加や当該講義のe-ラーニングコンテンツ化を図る（弁理士会研修所にて対応）。実施に際しては、農林水産省より講師（生産局種苗課法令専門官）の派遣をお願いする。

#### （3）農林水産省の知的財産施策に係る情報を日本弁理士会会員に周知する。

農林水産省から頂いた知的財産施策等の知財情報は、会員専用のHP（電子フォーラム）等を通じて適宜日本弁理士会会員へ周知する。

#### （4）農林水産省が行う事業に協力する。

##### ①農林水産分野人材育成総合事業

この人材育成総合事業については小生がその検討委員として参加している。「知的財産」を創造・保護・活用することによって我が国の農林水産業の国際競争力の強化と地域の活性化を図るとの観点から、そのために必要な人材の育成はどうあるべきか、具体的には、普及指導員、都道府県行政担当職員、農協の営農指導員等がどのような役割を担うべきか、そのために必要な知識をどのように普及すべきか等について、検討を行っている。

##### ②農林水産知的財産発掘・活用促進事業

この発掘・活用促進事業については奥山副委員長がその検討委員として参加している。これらの連携に基づいて、早速今年中には品種登録手続を含めた種苗法等の研修を弁理士向けに行う予定である。講師は農林水産省より派遣してもらうことになっている。

### 4. 農林水産知財の普及に際して弁理士に心得えておいてもらいたいこと

このような状況下にあるので、弁理士は農林水産関係者と接触する機会が今後益々増えるであろう。知財を農林水産関係者に説明する機会も増えてくると思われる。その場合、心得ておいてもらいたいことは、「農業分野においては知財による独占のことばかりを強調しないで欲しい」ということである。この分野においては、知財を一個人に独占させることよりも、知財の活用によって一定地域や一定共同体における農業の活性化、地方産業の活性化を図ることの方が大事である。農業などの分野は、今まで権利を取得するのではな

く、むしろ品種と生産技術を共有しようという農村特有の善意の風土があった。そのため、農業関係者（特に普及指導員、営農指導員など）は、「独占」という言葉に少し違和感を持つであろう。「優れた品種や効率的な生産方法などは隠さずに広く普及し、みんなで共有したらよい。新品种や新栽培技術を一人が独占し他に使わずに儲けるなどとんでもないことだ。食料の問題はもっと崇高であるべきだ」。これはこれだよいのだと思う。このような日本の農村特有の風土を否定するのではなく、これを尊重し活かすような知財の保護と活用を模索すべきではないか。そうでなければ、知財による農業の活性化は上手く行かないであろう。

農業の分野では一人で知財を独占し他を排除して儲ければよいということではない。その知財をその地域で活用し、地域の農業を活性化するために使う、一方で、それ以外の第三者に対しては模倣が起きないようにしっかりと監視していく、という姿勢が大事ではないかと思う。知財は外の地域との関係においてはほどよい競争を行って行くための武器であり、自分の地域内においては地域活性化のための道具である。農村にあっては「知財は地域共有の財産」としてのとらえ方がよいのではないか。知財で守られながらその一定地域内（県とか、市町村とか、一集落とか、組合とか）

においては自由に知財を活用し、地域の活性化、地域の振興を図り、一方で、他の地域とは競争原理を働かせ切磋琢磨しながら日本全体を活性化していくという構図である。新たな品種、特産品の開発、保護、活用に知財を上手く活かすことができれば、農業は活性化するのである。まずは、品種登録なり、特許権なり、商標権なりをしっかりと取得し、その上で、それを一定の範囲で開放し活用する。権利者には地域として何らかの見返りを考える。今後検討すべきことであるが、概ね、そんな考え方でよいのではないかと個人的には思う。

いずれにしても、守りから攻めの農政に大きく舵をきった農林水産省における農林水産知財戦略にあって、弁理士に対する期待は益々大きくなっている。

安全で安心な日本の農水産物を世界に広め、日本の農林水産業を守るためには、農林水産分野における知財の保護強化が必要であるが、地域ブランドの活用も含め、弁理士の真摯な関わりが求められている。その期待を裏切らぬよう、この分野を専門とし或いはこの分野の素養を有する弁理士は、種苗法、品種登録手続等の研修も積極的に受講し、また自己研鑽を積み、一層の磨きを掛けておく必要がある。

(原稿受領 2008. 8. 8)

